



静岡県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第9条第3項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う。選挙すべき議員の数及び候補者の届出の受付開始日は次のとおりとする。

平成21年1月8日

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長 岡 田 貞 夫



1 選挙すべき議員の数

規約第7条第2項第1号の区分 2人

規約第7条第2項第2号の区分 1人

2 候補者の届出の受付開始日

平成21年1月22日